

広島県告示第百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宝海寺裏地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号から七号までを昭和五十九年三月二十九日広島県告示第三百十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号と八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号、六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱八号、七号及び六号と同一とする。

安芸郡		市・区	
坂町		町	
横浜西一丁目		横浜西一丁目	大字
	横浜	西	字
六四四四番	二〇八四一番二	二〇八四一番三	六四四一番
六四四四番	二〇八四一番二	二〇八四一番三	六四三九番
標柱六号及び七号	標柱四号及び五号	標柱三号	標柱二号
			標柱一号及び八号
			標柱番号